

NEWS (PRESS) RELEASE

令和 2年 3月26日
志摩市健康福祉部健康推進課

<p>タイトル</p>	<p>子育て世代包括支援センターを設置します</p>
<p>概要（趣旨）</p>   	<p>妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するため、令和2年4月から、母子保健型の子育て世代包括支援センターを健康推進課（保健センター）内に設置します。</p> <p>核家族化などライフスタイルや経済社会の変化の中で、地域での孤立化を防ぎ、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠届出時に、保健師等の専門職が面接により必要な情報を把握し、課題に応じた支援プランを策定し、プランに沿って支援を行い、必要に応じて見直しをしながら子育て期まで切れ目のない支援を行います。</p> <p>【職員配置】 保健師および看護師各1名の専門職を配置します。</p> <p>【業務内容】 必須業務 妊産婦等の支援に必要な実情の把握 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う 支援プランの策定 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整</p> <p>その他関連事業 産婦健診事業 産後ケア事業 産前・産後サポート事業等</p> <p>【周知方法】 市ホームページへの掲載（現在準備中） 広報4月号での周知 ケーブルテレビでの周知 周知チラシを配布予定（4月）</p>
<p>開設日</p>	<p>令和2年4月1日</p>
<p>開設場所</p>	<p>志摩市健康推進課（保健センター）内 志摩市阿児町鷓方 3098-1 サンライフあご3階 電話 0599-44-1100 FAX 0599-44-1102</p>
<p>相談時間</p>	<p>午前9時～午後5時</p>
<p>参考HP</p>	<p>現在準備中 4月から掲載予定</p>

そ の 他	<p>【根拠法令等】</p> <p>母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）第22条による。</p> <p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成28年6月3日に公布されたことにもない、平成29年4月1日より、母子保健法でも子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）の設置が法定化（努力義務）されたため、令和2年度から実施する。</p>
お問合せ先	<p>志摩市健康福祉部健康推進課 母子保健係 担当：岡本 園子</p> <p>TEL 0599-44-1100 FAX 0599-44-1102</p> <p>e-mail : kenko@city.shima.lg.jp</p>